

後見人等の職務 Q&A

Q 1 後見人とは

このたび、後見人に選任されましたが、後見人の仕事について教えてください。

A 後見人は、被後見人（後見を受ける人）に代わって、社会生活上の様々な手続や契約等の行為を行います。具体的には、①身上監護に関する行為と②財産管理に関する行為の2つのものがあります。そして、裁判所との関係では、行った職務の内容を報告するということが重要な仕事になります。

1 後見人の役割

後見人とは、被後見人に代わって、社会生活上の様々な手続や契約などを適切に処理し、被後見人の支援・保護のために役割を果たす人をいいます。

裁判所では、被後見人の生活や財産状況、親族関係など、様々な事情を考慮して、適切に職務を果たすことができる方を後見人に選任します。職務に専門知識が必要である、資産が多額である、適格性のある親族候補者がいない等の場合には、親族の意向にかかわらず、親族以外の第三者（弁護士、司法書士又は社会福祉士等の専門職）を後見人に選任することがあります。また、親族を後見人に選任する場合でも、専門職も一緒に選任したり、専門職の後見監督人を選任することもあります。

2 身上監護とは

被後見人の生活や健康、療養等の手続に関する職務をいいます（「療養看護」と呼ぶこともあります。）。例えば、被後見人の住居の確保、生活環境の整備、施設の入退所の契約、被後見人の治療や入院の手続などを行うことをいいます。

なお、被後見人を直接に介護する行為や、親族として被後見人を見舞うために日々施設を訪問するような行為は、必ずしも後見人の職務ではありません。医師等から求められる医療行為の同意も後見人の職務ではありません（親族に任せてください。）。

3 財産管理とは

被後見人の財産と収支の状況を正確に把握して、計画的かつ適正にその管理を行うことをいいます。例えば、日常的には、年金の受領、社会保険料や税金の支払、預貯金口座や保険証書の管理などを行い、保険金の請求や遺産分割協議などがあれば、その手続を行います。また、高額商品の購入など、被後見人が行った財産上の行為を取り消すこと（取消権の行使）も職務になります。

4 職務内容の記録と報告

行った職務については、裁判所に対して定期的・自主的に報告することになり、また、裁判所から後見事務の詳細について説明を求めることがありますので、資料や記録（出納帳など）を残しておくことが必要です。裏付け資料がなく、説明ができない支出（使途不明金）が判明すると、損害賠償責任や刑事上の責任を追及される場合があります（→次頁に詳細）。

Q 2 後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どんな場合がありますか。

A 後見人に後見の任務に適しない事由があるときは、裁判所が後見人を解任する審判を行うことがあります。

また、これとは別に、後見人が不適切な職務を行って被後見人に損害を与えた場合には、損害賠償の責任を負いますし、不正な行為を行った場合には、刑事告発を受けて、業務上横領罪などの刑事責任を問われることもあります。

後見人が被後見人の親族であっても、責任が免責されるものではありません。後見人には、「他人の財産を預かって管理している」という意識が求められます。

1 後見人の解任

後見人に次の事由があったときには、裁判所が後見人解任の審判を行うことがあります。

一度後見人を解任されますと、以後、他の人の後見人にも就任できなくなります。

- ・不正な行為（被後見人の財産を私的に流用する行為など）
- ・著しい不行跡（品行が悪く、犯罪を犯した場合など）
- ・その他後見の任務に適しない事由

（不適切な財産管理を行った場合や、裁判所への事務報告を怠った場合など）

2 民事・刑事上の責任

後見人は、被後見人のため、十分な注意を払って、誠実にその役目を果たす義務を負っていますので、後見人の不注意などによって被後見人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません（民事上の責任）。

また、後見人が被後見人の財産を横領した場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることとなります（刑事上の責任）。裁判所では、業務上横領等の犯罪行為を発見した場合には、刑事告発することも検討します。

Q 3 後見人の選任と職務の開始時期

後見人としての職務は、いつから開始するのですか。

A 後見の開始及び後見人選任に関する結果（審判）は、審判書謄本という文書を郵送して、後見人にお知らせします。後見人の職務が開始するのは、原則として、審判書謄本を受け取って2週間を経過した日（審判が確定した日）となります。

1 審判書謄本の送付

審判後、後見人や申立人に対して、審判書謄本が郵送されます。審判書謄本には、通常、次のような主文が記載されています。

- 1 本人について後見を開始する。
- 2 本人の成年後見人として、〇〇〇〇を選任する。

2 職務の開始時期

後見人が審判書謄本の送達を受けた日（受領した日）の翌日から起算して、2週間を経過すると審判が確定し、その確定した日から後見人としての職務が開始します。

この2週間は、「後見を開始した」という開始の審判に対する不服申立期間であり、期間内に申立権のある親族などから即時抗告がなされると、抗告審（高等裁判所）で改めて申立てについて審理が行われます。

なお、「〇〇〇〇を選任する」という後見人の選任の審判については、即時抗告をすることができません。

また、辞任などで後見人が交替して選任されたような場合には、2週間の経過を待たず、後見人が審判書謄本の送達を受けた日から直ちに職務が開始します。

3 金融機関等へ提出する「後見人であることの証明書」について

金融機関等へ提出する後見人の証明書類としては、次の2つのものがあります。証明書として通常使用されるのは②になりますが、選任当初は、①で足りるとする金融機関等もありますので、個別に金融機関等にお問い合わせください。

① 審判書謄本及び審判確定証明書（裁判所が発行するもの）

審判の確定後、後見人は、裁判所窓口で確定証明書の交付申請を行い、確定証明書の交付を受けることができます（→78頁に詳細）。

② 登記事項証明書（法務局が発行するもの）

審判の確定後、裁判所の依頼に基づいて東京法務局が成年後見の登記を行います。確定後、2週間程度で登記が完了しますので、完了後に法務局に申請して登記事項証明書の交付を受けることができます（→78頁に詳細）。

Q 4 初回の財産目録と収支予定表等の作成・提出

先日、審判書謄本とともに事務連絡文書が送られてきました。財産目録と収支予定表等を作成して提出期限までに提出するようにとの指示が書かれていましたが、これらはどのようなものですか。

A 財産目録とは、不動産や預貯金などの被後見人の財産の詳細を記載した一覧表です。後見人は、財産目録とあわせて、収支の状況を記載した収支予定表及び臨時収支報告書を作成して、添付資料とともに裁判所へ提出し、その監督（審査）を受けます。

裁判所から後見人に郵送する提出期限を定めた事務連絡にも記載していますが、最初の財産目録等の提出期限は、審判の確定後、1か月以内です。

なお、後見監督人が選任されている場合には、監督人に対して財産目録等を提出し、その監督を受ける必要があります。

1 財産の調査

財産目録や収支予定表等の作成に先立って、後見人の職務が開始したら、速やかに被後見人の財産を調査してください。財産の調査は、預貯金口座の出入金の履歴や金融機関からの郵便物を確認する方法、法務局で不動産登記事項を確認するなどの方法があります。

また、日々の定期的な収入と支出の内容を確認し、滞納している家賃などがないかどうかにも注意してください。通帳などの資料が紛失していれば、再発行を受けて内容を確認してください。また、多額の現金が保管されている場合には、預貯金口座に入金して管理してください（手元に多額の現金を保管しないようにしてください。）。

2 財産目録（初回）について

「初回の財産目録・収支予定表等作成の注意事項」（4頁以下）を参照し、記載例については6頁以下をご覧ください。

3 収支予定表（初回）について

作成上の注意事項については、4頁以下を、記載例については12頁以下をご覧ください。

裁判所では、報告された収支の状況に照らして、期間中の財産の変動が適正なものかどうかについて審査を行っています。

4 臨時収支報告書（初回）について

作成上の注意事項については、4頁以下を、記載例については14頁をご覧ください。

5 その後について

今後の収支予定を把握して、被後見人の長期的な生活設計を考えて、計画的に財産管理を行ってください。裁判所は、「後見監督」（→次頁に詳細）の手続で定期的の後見人の職務内容を点検し、後見が終了するまで後見人の職務に関して、その監督を行います。

Q 5 後見監督とは

「後見監督」とは、どういうことをするのですか。

A 「後見監督」とは、後見人の職務が適正に行われているかどうかを点検するため、裁判所が、後見人に対して、定期的に又は随時に報告を求めるなどしてその職務内容を審査し、問題があれば、必要な指示や是正などの処分を行う手続です（後見事務に問題がなくても、財産状況によって、専門職を後見人又は後見監督人として追加して選任したり、後見制度支援信託・預貯金という仕組みを利用してもらうことがあります。）。

そのため、後見人は、普段から関係する資料（領収書や契約書など）を適切に保管し、必要な範囲で職務内容を記録して、説明や回答を求められたときには対応できるよう準備をしておく必要があります。

なお、後見監督人が選任されている場合には、後見事務を後見監督人に報告しなければなりません。

1 後見監督の方法

通常、後見監督は、毎年、裁判所が事前に定めた定期的な報告サイクルに従い、報告期限までに自主的に後見等事務報告書などを裁判所に提出し、その報告内容を裁判所が審査するという手順で行います。報告期限の前に裁判所からの連絡はありません。

このような自主的な報告以外の監督の方法として、裁判所から随時に報告書の提出を求めたり、期日を指定して裁判所に来庁していただいて、直接説明を聴く手続（裁判官による審問、家裁調査官による調査など）や、後見人以外の親族から事情を聴いたり、金融機関に対して調査・照会を行うなどの手続もあります。

2 報告内容に問題がある場合や回答期限を経過して督促にも応じない場合

審査の結果、不明朗な収支管理が判明したり、多額の支出の裏付け資料がない、説明が不十分であるなどの事情があれば、裁判所として、その是正や調査のための措置を実施します。具体的には、専門職（弁護士や司法書士等）の後見人を追加選任する措置などを行います。

また、そもそも報告期限までに報告書等の提出がなく、督促や期日の呼出しにも応答がない場合には、それのみで解任に相当する事情となりますので、くれぐれも注意してください。

3 成年被後見人に相当額の財産があると裁判所が認めた場合

後見事務に問題がなくても、被後見人に「一定額」の財産があるとき（多額の金銭を受け取り、一定額となる予定があるときを含む。）には、被後見人の財産上の権利・利益を守るために、①専門職を後見人又は後見監督人に選任する、または、②後見制度支援信託・預貯金という仕組みを利用してもらうことがあります。

この「一定額」は、流動資産額1200万円としていますが、今後、見直しがされることもあり得ます。

Q 6 被後見人の収入・支出の管理

被後見人の収入と支出はどのように管理すればよいのでしょうか。注意しなければならない点を教えてください。

A 被後見人の収入・支出を後見人や他の親族のものと区別して、事後に説明できるように記録をとって管理してください。そのためには、日常的に金銭出納帳を記入し、領収書やレシート類を保管する習慣をつけていただくことが重要です。

1 収支の記録

収支の管理については、金銭出納帳に記録して管理するのが原則です。特に、数万円以上の現金を口座からまとめて出金して、様々な支払いに充てていく場合には、出納帳にその記録をとる必要があります。記載の仕方について、52頁の金銭出納帳の記載例をご覧ください。

また、口座で大口の出入金がある場合や預貯金通帳の摘要欄の記載だけでは用途等が分からない場合には、預貯金通帳の取引履歴の余白部分に用途等をメモ書きするようにしてください。51頁にメモ書きの記載例がありますので、ご覧ください。

なお、記載が終了した古い預貯金通帳については、収支の記録として、直ちに廃棄せずに保管しておいてください。

2 収支の明確化

収支については、後見人や第三者のものと明確に区別し、“どんぶり勘定”とならないよう、その混同に注意してください。被後見人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。特に、以下のような事例に留意してください。

① 他の同居者と共通する生計費がある場合

被後見人が他の家族と同居して、食費や水道光熱費などの生計費が共通する場合には、被後見人の分担額（割合）を明確にしてください。分担額（割合）については、以前からの経緯のみならず、資産状況や家族の収入状況も踏まえて判断してください。例えば、同居する他の家族に相応の収入があれば、人数で頭割りする方法などを検討してください。

② 共有不動産がある場合

収益不動産が他の親族と共有名義であれば、固定資産税を分担する必要があります。共有不動産が賃貸されている場合には、その賃料収入について、共有持分の割合に応じた取り分の確保が必要になります。

Q 7 被後見人の財産から支出できるもの

被後見人の財産から支出できるのものとして、被後見人の生活費などのほか、どのようなものがありますか。

A 例えば、

- ① 被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費
- ② 被後見人が負担する債務の返済
- ③ 後見人が職務を遂行するために必要な経費

などがあります。

1 扶養のための家族への生活費

従前からの扶養状況などを考慮して、被後見人の配偶者や子の生活費を被後見人の負担とすることは可能ですが、その金額については、被後見人の長期的な生活設計を考慮の上、収支や財産状況を踏まえて相当な範囲としなければなりません。

資産が少なく収支が赤字である場合には、必要額を慎重に判断して負担額を抑える必要があり、扶養を受ける配偶者等に資産や年金収入があれば、不足を補う範囲での負担となるように考慮するのが原則です。

2 債務の弁済

被後見人が借金を負っている場合には、後見人としては被後見人の財産から弁済しなければなりません。ただし、親族から借用書も作らず受け取った金員など、贈与か貸金か区別が困難な場合には、経緯や証拠となる資料を確認して、慎重に対応してください。必要であれば、弁済する前に法律の専門家や裁判所に相談してください。

3 後見事務遂行のための経費

後見人がその事務を遂行するために必要な経費は、被後見人の財産からその都度支出することができます。

例えば、被後見人の入院先を訪問するための交通費（ただし、支出が認められない場合がありますので、詳しくは、次頁の②をご覧ください。）、報告等を行うためのコピー代、証明書申請等の手数料、遺産分割協議や不動産処分、債権回収のために弁護士や司法書士に事務処理を依頼した費用などがあります。

Q 8 問題となる支出の具体例

被後見人のために行う支出として、問題となるものを教えてください。

A 以下のような事例については、いずれも不適切な支出として、後見人が返還を求められることがあり、内容によっては、解任措置や刑事告発を受ける場合がありますので、くれぐれも注意してください。

①【慶弔費】後見人の子（被後見人の孫）に対する100万円の成人祝い金等

慶弔の支出は、被後見人の社会生活上の地位や関係を良好に保ち、その増進を図っていくために必要性が認められますが、被後見人の財産状況や社会通念に照らして、常識的な金額でなければなりません。1度の金額が少額でも、繰り返し行われるような行為（歳暮やお年玉など）や、儀礼を超えるような親族への贈与（多額の新築祝いなど）については、被後見人の資産状況に照らして不適切と判断されることがあります。

法事の費用についても、被後見人が長く施設に入所していて、実質的な主催者が子になっている場合など、他の親族が負担するか、分担するのが相当なケースもありますので、注意してください。

②【交通費】入所施設を毎日訪問している後見人の全期間分の交通費

後見人の交通費は、医療費の支払いのために交通機関を利用して施設を訪問するといった職務上の必要があつて認められるものですので、単にお見舞いとして訪問する行為を全て後見人の事務として費用負担が認められるものではありません。

交通手段も、経済性の観点から、公共交通機関を優先して利用するのが基本となります。施設訪問を目的とした自動車の購入は、ほとんどの場合不適切と考えられます。

また、後見人の自宅と施設が遠距離で、ガソリン代や高速道路料金、特急料金、宿泊等で高額な交通費・宿泊費を要する場合には、後見事務として行う訪問の回数を最小限に抑える必要性も高くなるといえます。

③【身内への介護報酬】ヘルパー不在の日に介護を行っている親族への報酬

適切な支出管理の観点からは、例えば、ヘルパーに代わって親族が介護を負担しているということで、その報酬の支払いを認めることはできません。親族が介護に関わる場合の費用負担について、特に考慮が必要な事情があれば、裁判所に相談して対応してください。

④【その他の不適正な支出】

被後見人が長期にわたって施設入所中であるのに、居宅が被後見人名義であるという理由だけで、そこに住む後見人家族の水道光熱費を支出していたケース、将来の相続税軽減目的で親族へ多額の贈与をしたケース、在宅介護目的で自宅をリフォームしたが、介護に無関係な造作費用をあわせて支出したケース、後見事務のために後見人が減収となったことを理由に、その減収分を被後見人に負担させたケースなどがあります。

Q 9 預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方、管理の仕方について、どのような点に注意すべきでしょうか。

A 安全確実を旨として、次の点に留意してください。

- ① 被後見人名義の口座がある金融機関に対して、後見人が選任された旨の届出を行う。
- ② 預貯金口座の名義については、被後見人名義、又は「後見人」という肩書付きの後見人名義（例：「甲山花子成年後見人乙山太郎」）で管理する。
- ③ 不必要に口座を分散せず、小口の預貯金口座は、支障がない限りまとめて管理する。
- ④ 定期的な出金については、支障がない限り口座からの自動引落を利用する。

1 金融機関への届出

届出の必要書類については、各金融機関にお問い合わせください。窓口案内では時間がかかることがありますので、事前に電話で相談いただくのがよい場合もあります。後見人であることの証明書の交付については、78頁をご覧ください。

2 預貯金口座の名義

後見人個人や第三者名義の口座で被後見人の預貯金を管理することは禁止されています。

なお、金融機関では、被後見人名義の口座を、後見人の肩書付きの口座名義（以下の例）に変更することや、同名義の口座を新たに開設することができますので、特に頻繁に利用する口座については、利便性の観点からも活用を検討してください。

(例)	甲山花子成年後見人乙山太郎
	(被後見人氏名) (後見人氏名)

3 効率的な預貯金口座の管理

口座が多数になると管理が大変で、過誤の原因にもなります。特に必要がない限り、口座は分散させず、預金保険制度（ペイオフ）の保護範囲も考慮しつつ、口座をまとめて管理するように心掛けてください。

口座をまとめ、自動引落を利用し、臨時的な収入や支出も口座振替を利用し、預貯金通帳の取引履歴の余白にメモ書きをすることにより、通帳自体が出納帳代わりとなります。また、生活費等の現金出金については、1か月分の現金出金額を定額に定め、毎月同じ時期に出金し、余った現金を、翌月出金する前に口座に返戻（入金）することにより、毎月現金払いをした生活費等の金額が明確になります（51頁「預貯金通帳コピー例」に記載した通帳をご参照ください。）。

Q10 被後見人の財産の処分

被後見人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 後見人の職務は、本来、財産を“管理”することであり、不動産のような重要な資産を処分する場合には、相応の必要性がなければなりません。また、後見人の責任において行う以上、生じた損害につき責任を負うことにもなりません。売却の金額が適切かどうかなど、方法についても慎重に判断して、事前に裁判所に相談することも検討してください。

1 不動産の処分について

土地を売却すれば費消されやすいお金になりますし、抵当権を設定すれば財産的価値が減少したりするので、むやみに処分（売却、賃貸、抵当権設定等）することは許されません。

この点、不動産売却の必要性が認められる事情としては、施設入居費用を工面する必要がある場合や、空き家で防犯や維持管理に支障がある場合、固定資産税やマンションの修繕管理費等の負担が大きい場合などが考えられます。ただ、処分にはリスクが伴いますので、他の親族にも相談してその了解を得ておくことや、他により安全な方法がないかどうかも検討して、慎重に判断してください。

なお、財産を処分して得た代金については、必ず被後見人名義の口座に入金してください（64頁のQ5の「3 成年被後見人に相当額の財産があると裁判所が認めた場合」もご覧ください。）。また、裁判所への定期報告の際に報告する必要がありますので、売買契約書や経費の明細書類のほか、価格の相当性を示す資料（固定資産評価証明書等）も保管しておいてください。担保に入れる場合も同様です（金銭消費貸借契約書や価格査定書等）。いわゆる「居住用不動産」の処分では、事前に裁判所の許可が必要ですので、許可申立ての詳細につき、次頁をご覧ください。

2 有価証券の処分について

被後見人の株式や投資信託等の売却・解約等については、被後見人が行っていた財産管理の経緯等から推定される被後見人の意思に反することがなく、その必要性も認められる場合には、可能であると考えられます。例えば、もっぱら資産運用目的で購入され、管理されてきた有価証券であれば、必要に応じて処分する余地があるものと考えられます（上記1と同じく64頁もご覧ください。）。

なお、必要性については、生活費等を工面する場合のほか、リスクの高い金融商品について、安全管理のために解約して定期預金に変える場合にも認められると考えられます。他方、リスクの大小にかかわらず、運用目的で元本保証のない金融商品を新たに購入することは認められませんので、償還金等を元手に別の金融商品を購入するような行為は行わないように注意してください。

Q 1 1 被後見人の居住用不動産の処分

被後見人の居住用不動産を処分（売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいのですが，どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の居住用不動産を処分する必要がある場合は，事前に，裁判所に居住用不動産処分許可の申立てを行い，その許可を得る必要があります。

1 居住用不動産について

被後見人の居住用不動産とは，被後見人が居住するための建物やその敷地をいいます。これには，現時点で住居として使用しているものに限らず，病院や施設に入っている被後見人が，過去に居住していたか，退院等により将来居住（帰住）する可能性があるものも含まれます。

被後見人にとって，住居というものは，精神的なよりどころであると考えられ，居住環境が変われば，その心身や生活に重大な影響が生じると考えられることから，裁判所の許可を要することとして，手続が慎重に行われるように法律で定められています。

裁判所の許可を得ずに居住用不動産が処分された場合には，その処分行為は無効となります。

2 対象となる処分について

許可の対象となる「処分」には，売却だけでなく，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定，使用貸借，建物の取壊し，建物の建替えも含まれます。

なお，入所中の介護福祉施設等から別の施設に転所する手続については，本件の許可は不要です。

（参考）**被後見人の居住用不動産を売却する場合**に必要な書類は次のとおりです。

（場合によっては他の書類の提出を求めることもあります。）

- ・居住用不動産処分許可の申立書（売却の必要性を具体的に記入してください。）
- ・申立手数料としての収入印紙800円，予納切手94円分（内訳84円：1枚，10円：1枚）
- ・住所等に変更があれば被後見人・後見人の住民票
- ・売却する不動産の登記事項証明書（不動産登記簿謄本），固定資産評価証明書
- ・売買契約書案（売却価格の記入があるもの）
- ・売却価格の算定根拠の書類（価格査定書等）

※「賃貸借契約の締結・解除」，「抵当権の設定等」の場合には，裁判所に相談してください。

Q 1 2 遺産分割に当たっての留意点

近々遺産分割が予定されていますが、被後見人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被相続人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。

A 遺産分割協議では、後見人は、相続人となった被後見人の代理人として協議に関わりますが、基本的には、法定相続分（民法900条参照）が被後見人の取り分と考えて、その相当額の財産を被後見人が取得できるように協議に臨んでください。

1 原則

遺産分割協議においては、被後見人の相続分について、原則として法定相続分を確保する必要があります。勝手に相続分を放棄したり、少ない取り分で協議に応じることがないようにしてください。特殊な事情があつて、法定相続分での協議が困難な場合には、事前に裁判所に相談してください。

遺産分割の結果は、裁判所への定期報告の際に報告する必要がありますので、遺産分割協議書の写しや、遺産の内容・価額が分かる一覧表（遺産目録）、裏付けとなる資料（遺産である預貯金口座の残高証明書や相続税申告書の写し等）を手元に残して管理しておいてください。

2 調停の利用など

相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することも検討してください。また、遺産の内容や親族関係が複雑であったり、法律的な問題があつて解決が困難な場合には、法律の専門家に相談することも検討してください。

なお、後見人と被後見人がともに相続人である場合、遺産分割協議にあたり、特別代理人選任の手続が必要になりますので、詳しくは次頁をご覧ください。

Q 1 3 被後見人と利益が相反する場合

後見人は被後見人と兄弟ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、在宅介護のために住宅を建築するにあたり、敷地となる被後見人名義の宅地に抵当権を設定し、後見人名義で住宅ローンを組みたいと考えていますが、どうすればよいでしょうか。

A いずれの場合も、裁判所に特別代理人選任の申立てをして、被後見人のために特別代理人を選任した上で、手続きをしなければなりません。

1 特別代理人の制度

後見人と被後見人との間で利益が相反するような行為については、後見人が公正に被後見人の利益を考えて代理権を行使することが期待できないと考えられることから、法律上、裁判所が選任する特別代理人に一時的に被後見人を代理する権限を与えて、特別代理人と後見人の間で契約等を行う仕組みとしています。ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が被後見人を代理することになりますので、特別代理人を選任する必要はありません。

なお、2人の被後見人に1人の後見人がついている場合（例えば、両親2人に1人の子が後見人としてついている場合）で、被後見人同士で契約を締結する場合にも、利益相反として特別代理人の選任が必要です。

2 具体例

後見人と被後見人がともに相続人となっている遺産分割協議や、後見人が被後見人と同居するための建物の建築資金等を銀行から借り入れるために被後見人の不動産に抵当権を設定する契約、後見人が被後見人の不動産を購入する場合などがあります。

3 手続

通常、分割協議や契約等の内容がほぼ確定した段階で、後見人（又は利害関係人）が裁判所に特別代理人選任の申立てを行います。申立ての際に、特別代理人の候補者として、本件と利害のない知人や親族、法律の専門家等を推薦してもらいます。

（参考）**遺産分割で特別代理人を選任する場合**に必要な書類は次のとおりです。

（場合によっては他の書類の提出を求めることもあります。）

- ・ 特別代理人選任の申立書（経緯や必要性を具体的に記入してください。）
- ・ 申立手数料としての収入印紙800円
- ・ 予納切手（84円：3×（申立人＋候補者）枚，10円：（申立人＋候補者）枚）
- ・ 住所等に変更があれば被後見人・後見人の住民票，特別代理人候補者の住民票
- ・ 遺産分割協議書案，遺産の内容が分かる資料

Q 1 4 被後見人の財産がなくなったとき

被後見人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまったら、後見人が被後見人の生活費を負担しなければなりませんか。

A 後見人ではなく、被後見人の扶養義務者が負担します。もし、後見人自身が、被後見人の扶養義務者であれば、負担を求められることがあります。

資力がない等の理由で扶養義務者からの援助が受けられない場合は、生活保護などの公的扶助の申請を検討してください。

被後見人の生活に要する費用は、基本的には被後見人の財産から支払われるのが相当です。しかし、仮に被後見人の収入が十分でなく、また、財産も底をついた場合は、被後見人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります。

扶養義務者が複数いる場合は、誰がどのように負担するか、分担して負担するかなどを話し合いで決めることとなります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

後見人自身も扶養義務者であれば、被後見人の生活費を負担しなければならない場合があります。

ただし、扶養義務者であっても、経済的な余力がないなど、支援が困難な事情があれば、強いて支援を求めることはできないので、別途、生活保護などの公的扶助の活用を検討する必要があります。

Q 1 5 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

A 報酬付与の申立てをして、裁判所の審判で報酬額の決定を受けて、被後見人の財産から報酬を受け取ることができます。

1 報酬付与の申立て

後見人は、その事務の内容に応じて、被後見人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、裁判所に対し、報酬付与の審判の申立てを行うことが必要です。

この手続を経ずに被後見人の財産から報酬を受け取るとはできません。

また、報酬は、被後見人の財産の中から支払うこととなりますので、被後見人に財産がない場合には、支払うことができません。

2 手続について

裁判所は、後見人の行った事務の内容や職務の期間、被後見人の財産の額や内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。

審判書では、例えば、「就職の日から令和〇年〇月〇日までの間の報酬として申立人に金〇〇万円を与える」という形で示されます。

後見人は報酬付与の審判がなされた後、報酬額として認められた額を被後見人の財産から受け取ることができます。

なお、申立てに際しては、報酬の対象となる職務の期間に応じて、職務内容に関する報告書、財産目録及び通帳の写し等の裏付け資料の提出が必要です。したがって、通常は、裁判所に対して定期報告として後見等事務報告書と財産目録等を提出すると同時に申立てを行うと、裁判所への提出書類の作成を省力化することができます。

(参考) **後見人が報酬付与を申し立てる場合**に必要な書類は次のとおりです。

(場合によっては他の書類の提出を求めることもあります。)

- ・ 報酬付与の申立書
- ・ 後見等事務報告書 (財産目録, 添付資料等 (預貯金通帳写しなど))
- ・ 申立手数料としての収入印紙800円, 予納切手84円分 (内訳84円: 1枚)

既に後見等事務報告書等を提出していて、報告した期間の報酬を求める場合は、後見事務報告書等を改めて提出する必要はありません。

Q 16 後見監督人が選任されたとき

私は後見人に選任されましたが、第三者の方が後見監督人に選任されました。後見人として、どのように対応すればよいのでしょうか。

A 後見監督人は、後見人が適正な後見事務を行うために、専門職の関与が必要と考えられる場合に選任されます。後見開始時のみならず、開始後、相当期間を経過した段階でも選任される場合があります。

後見監督人は、後見人が適正な事務を行うことができるように監督します。後見監督人に協力しないことは、後見人の事務を適正に行っていないことになり、場合によっては裁判所に出頭を命じられたり、解任されることもあります。監督人が選任された場合には、次の点に留意してください。

- ① 被後見人の財産の調査や財産目録の作成にあたっては、後見監督人の立会いをもって行う。
- ② 被後見人に対して、債権を有し又は債務を負う場合には、財産の調査に着手する前に、後見監督人に申し出る。
- ③ 後見事務の報告については、後見監督人に行う。

1 財産目録の作成

後見人になったら、後見監督人の立会いのもとに、被後見人の財産状況を調査し、財産目録を作成しなければなりません。

2 債権債務の申告

後見人が、被後見人に対し債権を持っている場合は、後見人が財産の調査に着手する前に、後見監督人に申し出なければなりません。後見人が被後見人に対して債権が存在することを知りながら、それを申告しなかったときは、その債権は消滅します。

また、後見人が被後見人に対し債務を負っている場合も、後見監督人に申し出なければなりません。

3 事務の報告

後見監督人から、後見事務の報告及び財産目録の提出を求められたときは、裁判所ではなく後見監督人に提出しなければなりません。具体的な方法は後見監督人と相談してください。

4 その他

重要な財産上の行為（民法13条1項各号。ただし1号の「元本の領収」を除く。）には後見監督人の同意が必要となり、後見人と被後見人の利益が相反する行為については、後見監督人が被後見人を代理する権限を持つこととなります。また、後見監督人は、後見人と同様、被後見人の資産から事務経費の支払いを受け、報酬付与の審判を得て報酬を受領することができます。

Q 17 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、裁判所の許可を得て後見人を辞任することができます。

1 正当な事由

後見人については、その意思で自由に辞任できることになると被後見人の利益を害するおそれがあることから、後見人が辞任するには、裁判所への申立て（成年後見人の辞任許可申立て）を要し、正当な事由がある場合にのみ許可の審判がされることになっています。

「正当な事由」の例としては、遠隔地に転居しなければならない場合や、高齢や病気などの理由により後見人としての職務を十分に果たせなくなった場合などが考えられます。

2 後任者について

後見人が辞任した場合には、複数の後見人がいた場合を除いて、新たな後見人を選任しなければなりません。そこで、辞任申立てをした後見人は、速やかに後任の後見人選任の申立てをしなければならないとされています。被後見人の保護に支障が生じないよう、できる限り、辞任申立てと同時に後任の後見人候補者を立てて、選任申立てをしてください。

辞任許可により後見人の任務は終了し、辞任した後見人は、管理していた財産を計算して、速やかに新しい後見人に引き継ぐ必要があります。

なお、後見人が破産開始手続の決定を受けたり、後見人、後見人の配偶者（妻・夫）、後見人の直系親族（父母・子・祖父母・孫など）が被後見人に対して訴訟を起こした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず裁判所に連絡してください。

※ 病気・事故等により、突然、後見人としての職務を果たすことができなくなることもあります。そのような場合、後見人や被後見人のご家族、ご親族から、裁判所に対して、後見人が後見事務を行うことができなくなったことを連絡してください。

Q 18 後見人の任務終了時になすべきこと

後見人を辞めたときや、被後見人が死亡したときは、どうしたらよいでしょうか。

A 2か月以内にその管理の計算をして、新しい後見人又は被後見人の相続人に対し、管理していた財産を引き継がなければなりません。

1 後見人を辞任したか、解任された場合

後見人としての任務は終了することになります。最後の仕事として、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、管理していた財産を新しい後見人に引き継がなければなりません。

2 被後見人が死亡した場合

後見自体が終了し、後見人の任務終了に伴い、以下の3つの手続が必要となります。まずは裁判所に対し、電話で被後見人が死亡した旨の連絡をしてください。その後、以下の手続を進めてください（なお、①の引継ぎが完了する前でも、②及び③の手続を先にすることができます。）。

① 相続人等への財産の引継ぎ

2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、財産を相続人等に引き継ぐ必要があります。

相続人が複数いる場合には、相続人全員か合意で定められた相続人代表者との間での引継ぎが望ましいですが、難しければ裁判所に相談してください。遺言書があり、遺言執行者がいる場合には、遺言執行者との間で引継ぎが必要となります。相続人がいない場合には、家庭裁判所で相続財産管理人選任の手続を行った上で、相続財産管理人との間で引継ぎが必要となる場合もあります。事前に裁判所に連絡の上相談してください。

相続人等への引継ぎが終わりましたら、「報告書」（57頁の書式）を作成して、裁判所に提出してください。報告書には、引継書や財産目録等の添付が必要となる場合がありますので、裁判所の指示に従ってください。

② 裁判所に対する死亡報告書等の提出

「報告書」（57頁の書式）を作成して、提出してください。報告書には、被後見人の死亡を証する文書として、死亡診断書の写しか、死亡の事実の記載のある戸籍（除籍）謄本の添付が必要となります。

③ 東京法務局に対する終了登記申請

「後見終了の登記申請書」により、東京法務局に対して申請を行ってください。手続の詳細については、東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360）又はお近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

※ 後見人自身が死亡した場合

ご親族のどなたかが裁判所に連絡してください。被後見人の権利保護に支障をきたさないよう、速やかに後任の後見人を選ばなければならないからです。また、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。

Q19 後見人であることの証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 後見人であることの証明としては、以下の2つがあります。

- ① 登記事項証明書（全国の法務局（支局・出張所を除く）で発行）
- ② 審判書謄本及び審判確定証明書（審判を行った家庭裁判所で発行）

1 登記事項証明書について

後見が開始されると、法定後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録されます。登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、これが、後見人であることの証明書になります。

東京法務局に対しては、以下のとおり郵送での取寄せができます。窓口では、全国の法務局（支局・出張所は不可）において、来庁者に限り、交付申請が可能です（印鑑・身分証明書（免許証等）が必要です。後見人本人以外の方が窓口に行かれる場合には、持参書類を法務局にご確認ください。）。

なお、申請時期については、審判確定後に登記依頼を行う関係で、後見人が審判書謄本を受け取ってからおおむね4週間後にお願いします。

◆東京法務局に対する郵送による取寄せ

○宛先 東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎

○申請用紙 最寄りの法務局で配布のもの又は法務局のウェブページにてダウンロードした書式

○手数料等 証明書1通につき原則として収入印紙550円
（切手を貼った返信用封筒の同封が必要です。）

2 審判書謄本及び審判確定証明書について

審判書謄本及び審判確定証明書の取り寄せ方法	
申請先	審判を行った家庭裁判所
申請用紙の交付場所	家庭裁判所（56頁の書式を使用可）
手数料等の費用	56頁の書式の記載を参照

Q20 転居等で登記事項に変更が生じた場合

後見人に選ばれた後、転居したため住所が変わりました。何か手続が必要ですか。

A 裁判所に転居後の新住所を連絡していただき、東京法務局に対して、登記事項の変更の申請書を郵送してください。

後見人や被後見人について、転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組などによって姓が変わったりすることがあります。その結果、登記されている内容が、戸籍や住民票の記載と異なってしまい、そのままにしておくと、後見人の仕事に支障をきたすことがあります。

したがって、そのような場合には、東京法務局に対して、登記事項を変更するための登記申請書を提出する必要があります。

申請書については、法務局窓口で配布されているものか、法務局のウェブページにてダウンロードした書式を利用してください。手続の詳細については、東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360）又はお近くの法務局にお問い合わせください。

なお、裁判所に対しては、定期報告の際等に、転居等があったことについて、転居後の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）等の資料を添付して報告してください。

Q 2 1 郵便物の配達の嘱託（回送嘱託）

被後見人と別居していますが、被後見人あての郵便物を後見人の住所に配達してもらおうようお願いすることはできますか。

A 裁判所に郵便物の回送嘱託の申立てをし、裁判所が許可をすれば6か月を超えない期間、後見人の住所に被後見人あての郵便物を郵便局から回送してもらうことができます。なお、回送嘱託の制度は、後見の場合には利用することができますが、保佐や補助、未成年後見、任意後見の場合には利用することはできません。

1 郵便物の回送嘱託制度

後見人が適切な財産管理を行うためには、被後見人の財産状況を正確に把握することが必要です。被後見人あての郵便物の中には金融機関からの通知など財産に関するものもあります。しかし、後見人がこれらの郵便物の存在を把握できなければ適切な財産管理に支障をきたす場合もあります。そこで、後見人からの申立てにより、裁判所が後見事務を行うに当たり必要があると認め、その許可をすれば、6か月を超えない期間、被後見人あての郵便物を後見人の住所に回送してもらうことができます。

2 回送嘱託の申立て

郵便物の回送嘱託の申立ては後見開始の審判が確定した後に行うことができます。なお、後見人が複数選任されている場合は、回送を受けることを希望する後見人（例えば、後見人の権限が分掌されている場合は、財産管理の権限を有する後見人）から申し立てるようにしてください。

3 回送嘱託の変更の申立て

回送の嘱託期間中に後見人の住所や被後見人の住所が変更となった場合は、裁判所に回送嘱託の変更の審判の申立てをしてください。この変更の審判後に裁判所から郵便局に後見人の新住所や被後見人の新住所を通知することになります。

4 回送嘱託の取消しの申立て

回送の嘱託期間中に被後見人と同居することとなった等の事情の変更により、郵便物を回送してもらう必要がなくなった場合には、裁判所に回送嘱託の取消しの審判の申立てをしてください（なお、被後見人が死亡した場合には、取消しの審判の申立ては必要ありませんが、被後見人が死亡した旨を速やかに郵便局に届け出て回送を中止してもらおうようにしてください。）。後見人の解任の審判などにより、後見人の任務が終了した場合には、回送嘱託の審判は職権により取り消されることになります。

Q 2 2 被後見人死亡後の事務

被後見人が昨日死亡しましたが、後見人として、被後見人の入院中の費用の支払いや被後見人の死体の火葬の手続を行う必要があると考えています。これらは、後見人の事務として行うことができるのでしょうか。

A 被後見人に相続人がいる場合は、原則として、相続人が死亡後の事務を行うこととなりますが、相続人と連絡が取れない場合など、後見人が対応せざるを得ない場合もあります。被後見人の死亡後の事務に関しては、弁済期が到来した債務の弁済など、一定の範囲の死後事務について、後見人の権限に含まれることが明文に規定されています（民法873条の2参照）。裁判所の許可を得れば、被後見人の死体の火葬の契約を行うこともできます。

1 被後見人死亡後の事務

被後見人の死亡後の事務に関しては、一定の範囲の死後事務について、後見人の権限に含まれることが明文に規定されています。後見人が死後事務を行う必要があるときは、被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人に財産を引き渡すまでの間に行うことができるとされています。被後見人の死亡後に後見人が行うことができるとされている事務は次のとおりです。

① 裁判所の許可を得ないで行うことができるとされている事務

ア 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

例えば、債権の時効の中断や建物の修繕などの行為が挙げられます。

イ 相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているもの）

例えば、入院治療費や施設費、居室の賃料などが挙げられます。

② 裁判所の許可を得て行うことができるとされている事務

ア 被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

これには葬儀の契約は含まれません。

イ 相続財産の保存に必要な行為

これは相続財産全体の保存に必要な行為をいいますが、例えば、被後見人の動産類の寄託契約の締結や、電気・ガス・水道などの供給契約の解約、債務を弁済するための預貯金の払戻しなどが挙げられます。

2 手続について

上記1②の許可を得る必要がある場合は、許可申立てが必要となりますので、申立書に許可を必要とする行為を具体的に記載して裁判所に提出してください。